

☆\*\*\*\*\*

## ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

### 【メルマガ内容】

DB基金（ ）      DB規約（ ）      DC（ ）  
厚年基金（ ）      会計基準（ ）      その他（○）

### 【タイトル】 2026年度厚生労働省税制改正要望について

☆\*\*\*\*\*

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、2025年8月29日、2026（令和8）年度厚生労働省税制改正要望の内容を発表しました。この中に、企業年金制度に関する要望が盛り込まれておりますので、ご案内いたします。

※厚生労働省HP「令和8年度厚生労働省税制改正要望について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_62355.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_62355.html)

### 【令和8年度 厚生労働省税制改正要望】※企業年金制度に関する部分のみ抜粋

○企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長  
（財務省、総務省、文科省、経産省、金融庁、農水省と共同要望）

#### <現状>

- ・企業年金等の積立金に課税される特別法人税は、金融市場の状況、企業年金の財政状況等に鑑み、1999（平成11）年4月1日より課税凍結中（2026（令和8）年3月31日が凍結期限）。
- ・仮に企業年金等に特別法人税が課税された場合、あらかじめ備える積立金が減少して積立状況の悪化につながり、制度の持続性・健全性が著しく損なわれる。
- ・また、特別法人税は、運用結果が赤字の場合にも課税されるため、年金資産の運用に著しい影響があることから、企業年金等の普及の大きな阻害要因となる。

<要望等>

企業年金等の積立金に対する特別法人税について、これらの普及を図るため及び健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税を撤廃する。(撤廃に至らない場合、課税停止措置を3年延長する。)

(「令和8年度主な税制改正要望の概要」8ページより)

令和8年度税制改正については、今後、各省庁の税制改正要望が取りまとめられた後、与党税制調査会で審議されます。

\*\*\*\*\*メール配信サービス(年金NEWS・メルマガ)\*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

\*\*\*\*\*

日本-年基-202509-170-0228-D